

## TeaCoffee事件

—文字部分と図形部分から構成される結合商標で、具体的な取引の実情を認定し、文字部分に関する自他商品識別力を否定した事例—

裁判例 大阪地判平成31年3月14日（平成30年（ワ）第4954号）  
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）（以下「本判決」という。）

知的財産法研究会  
かける法律事務所  
弁護士 細井 大輔

### 第1 事案の概要

#### 1 当事者

原告は食品の卸及び小売を業とする株式会社である。被告は飲料水の製造販売を業とする株式会社である。

#### 2 原告の被告に対する請求内容

本件は、図形部分と、その右隣に配置された「TeaCoffee」の文字部分とで構成される結合商標である原告商標に関し、原告商標権を有する原告が、被告がラベルに、被告標章1（原告主張）を付したペットボトル飲料である被告商品を販売し、被告商品に関するウェブページ（本件ウェブページ）で被告標章1等を表示する行為が原告商標権を侵害するとして、被告に対し、不法行為（原告商標権の侵害）に基づき損害金として3300万円等の支払を求めた事案である。

#### 3 時系列

年	月	日	事実
28	6		原告は、宇治茶とコーヒー豆をブレンドして粉にしたドリップバッグ商品（原告商品）の販売を開始した。
28	12	9	原告は、原告商標について、商標登録出願をした。
29	7	14	原告商標権の設定登録がされた。